

# 第8回動物園条例検討部会

令和2年8月31日（月）9:30～  
札幌市円山動物園（Web会議システム）

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. 議事

（1）検討結果報告書案の構成について

（2）条例に盛り込む内容案について

（3）その他

### 3. 閉会

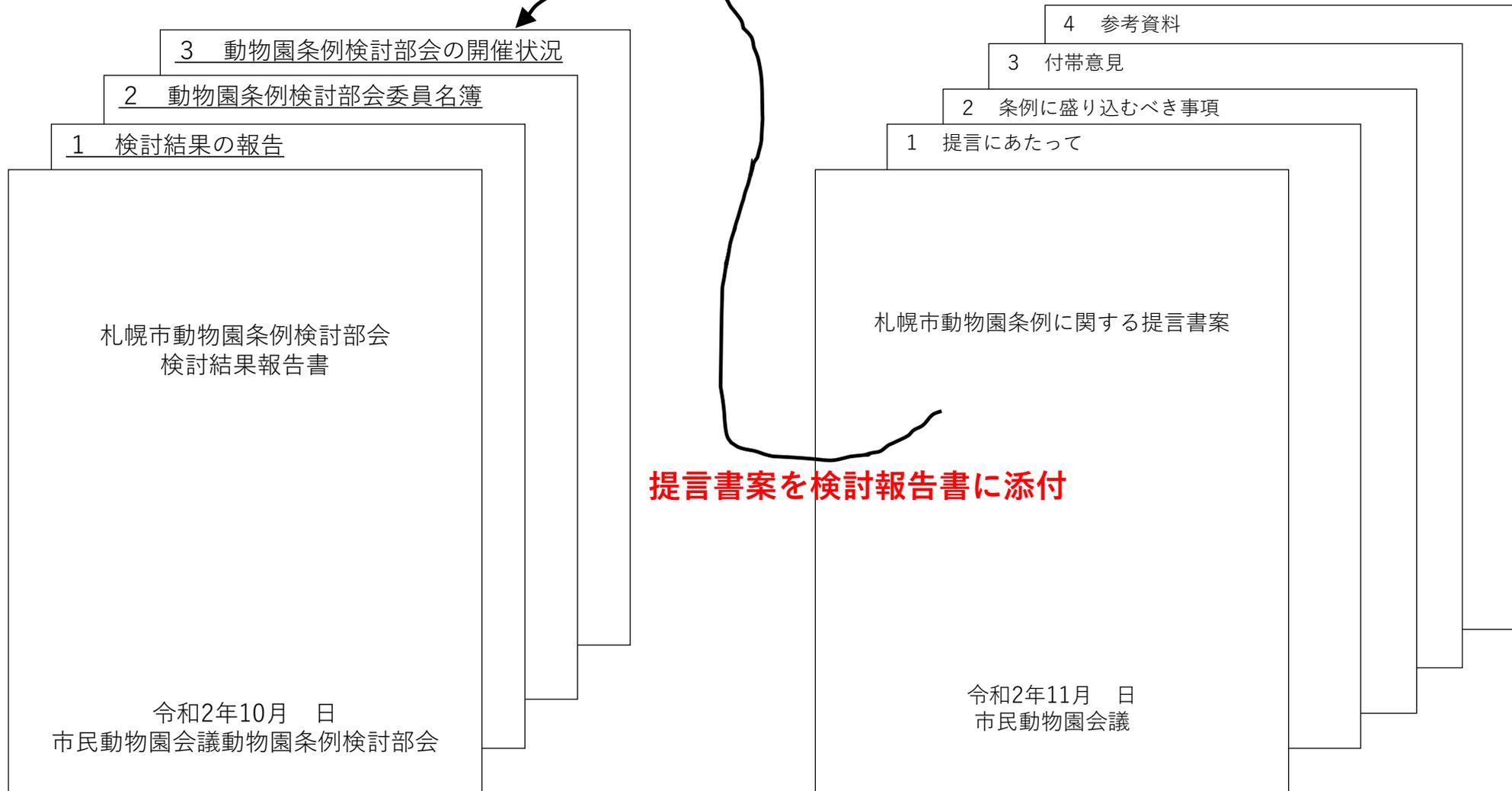
#### 配布資料

資料1 報告書案の検討ポイント

資料2 （仮）札幌市動物園条例の検討結果報告書案（提言書案含む）

資料3 基本理念、基本原則、実施事業（保全措置）の変更解説図

# 検討結果報告書のイメージ



## 第8回動物園条例検討部会 報告書案の検討ポイント

(主な変更点) ※別添の検討結果報告書案(提言書案)では赤字で表記

### 1 目的

- ・条例のつくりからみても、動物園等が生物多様性の保全に重要な役割を有していることは前提とすべきなので、「認め」を「鑑み」に変更する。
- ・目的規定には、目的を達成するためにすべき手段を記載した方がよいとの意見から、「市・市民・事業者の協働により」を「市・市民・事業者の協働を推進するための措置を講じること」に変更する。
- ・基本原則は無くなる方向性で整理する。

### 2 定義

- ・生物多様性の保全を新設(理由は4基本原則に記載)

### 3 基本理念(資料3も併せて参照)

- ① 動物園と市民の関係性(市民参画・社会協働の趣旨)、自然認識の要素を盛り込む。
- ② 情操教育、レクリエーションの視点は、生物多様性の保全を目的にした際に、絶対に必要な要素ではないとの考えから基本理念から外すこととしてきたが、下記の考えからどちらの要素も基本理念として記載する。

「慈しむ心」とは、動物を大切にするという感情だけを指すものではなく、生きものは生態系の中で重要な構成要素であることを認識する、生きものの尊厳を理解するといった感情も含まれる。

「豊かな人間性を育む」とは、生物多様性の保全の重要性を理解し、醸成を図ることである。

### 4 基本原則(要検討)(資料3も併せて参照)

- ・基本理念、2章の事業にかき分けることで、基本原則の項そのものがなくなるとの意見から以下のように整理した。

(生物多様性の保全活動)

- ③ 定義に記載して整理できないか。定義に記載してはどうか。

(動物の展示)

- ④ 実施事業(保全措置)(5)にまとめる。

動物の展示に関する原則的な表現の記載がなくなる。保全措置の解説のみへの記載となる。

(動物福祉の向上)

- ⑤ 内容が実体規定に近いので、2章動物福祉の向上の条文とその解説に記載してはどうか。

(教育活動)

- ⑥ 基本理念に自然認識の要素が盛り込まれたため、自然認識の考え方は基本理念に、教育活動は保全措置に含めることとし、その手法(科学的知見・参加・コミュニケーション・行動変容を促す)は解説書に整理してはどうか。

(要検討)

- ・上記の③「生物多様性の保全活動」④「動物の展示」に関する原則の整理結果はどうか。

5 実施事業 ⇒ 保全措置(資料3も併せて参照)

- ⑦ 2章全体は動物園が行うべき事業であり、実施事業の条項に記載した内容については、生物多様性の保全の取組と整理できるため、目的規定の修正と併せ条項を「保全措置」としてはどうか。

(5) 情報発信及び教育活動に関すること

- ⑧ ここでいう情報発信は、動物の展示や各種媒体を通じて動物や動物を取り巻く環境などを伝えていくことを示していたが、具体的に何をさしているのかわかりにくくなっている。(5)動物の展示及び教育活動と(6)情報の収集と提供の2つに分ける。

(6) 生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会を提供すること

- ⑨ 一つの事業として記載する内容ではなく、動物園等の様々な活動を通じて醸成すべき人々の感性であるため、基本理念に記載し、実施事業からは削除する。

6 動物福祉の向上 ⇒ 良好な動物福祉の確保

- ・動物福祉については、良好な動物福祉の確保は義務であるとの意見から、条文内で使う表現を「動物福祉の向上」から「良好な動物福祉の確保」に変更した経緯がある。条項の名称は最終的にこれでよいか。

7 情報の発信 ⇒ 活動情報の公表

- ・修正後の実施事業(保全措置)の(6)との違いを明確にするため条項の名称を「活動情報の公表」へ変更してはどうか。

(仮) 札幌市動物園条例の検討結果報告書  
(案)

令和2年10月 日

市民動物園会議動物園条例検討部会

## 目次

- 1 検討結果報告
- 2 動物園条例検討部会委員名簿
- 3 動物園条例検討部会等の開催状況
- 4 動物園条例に関する提言書（案）

## 1 検討結果報告

---

令和2年10月 日  
動物園条例検討部会

## 2 動物園条例検討部会委員名簿

氏名	所属・職名
◎金子 正美	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
○伊勢 伸哉	小樽水族館 館長 公益社団法人日本動物園水族館協会 副会長
黒鳥 英俊	認定 NPO 法人ボルネオ保全トラストジャパン 理事
小菅 正夫	札幌市環境局 参与
遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
諸坂 佐利	神奈川大学法学部 准教授
佐藤 香	市民委員
巽 佳子	市民委員

◎委員長 ○副委員長

## 3 会議開催結果

回	開催概要
第1回検討部会	日時：令和元年10月30日（木）14：00～17：00 内容：検討方針、関連法令等の確認、条例の必要性
第2回検討部会	日時：令和元年12月17日（月）14：00～17：00 内容：条例の必要性、条例の方向性、用語の定義
第3回検討部会	日時：令和2年3月6日（金）13：30～16：30 内容：条例内容案（前文、第1章総則、第2章動物園水族館）
第4回検討部会 ※オンライン会議	日時：令和2年5月18日（月）9：30～12：00 内容：情報提供（基金、動物福祉）、条例内容案（前文、第1章、第2章）
第5回検討部会 ※オンライン会議	日時：令和2年6月16日（火）10：30～12：00 内容：条例内容案（第3章円山動物園）
第6回検討部会 ※オンライン会議	日時：令和2年7月10日（金）13：00～16：30 内容：条例の構成の再検討、第2章動物福祉に関する禁止事項
第7回検討部会 ※オンライン会議	日時：令和2年8月7日（金）9：30～12：00 内容：条例の方向性、条例構成の整理結果、第2章の位置づけ
第8回検討部会 ※オンライン会議	日時：令和2年8月31日（月）9：30～12：00 内容：条例内容案の整理結果（第1章、第2章）、前文、検討報告書案
第9回検討部会	日時：令和2年9月22日（火）9：30～12：00 内容：

(仮) 札幌市動物園条例に関する提言書

(案)

令和2年11月 日

市民動物園会議

はじめに

市民動物園会議において確認

令和2年11月 日  
市民動物園会議

## 目次

### 1 提言にあたって

- (1) 条例の必要性、意義、位置づけについて
- (2) 条例の構成やその考え方について

### 2 条例に盛り込むべき事項

## 前文

### 第1章 総則

- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 基本理念
- (4) 基本原則
- (5) 市の責務
- (6) 市民の責務
- (7) 事業者の責務

### 第2章 動物園水族館

- (8) 保全措置
- (9) 良好な動物福祉の確保
- (10) 活動情報の公表

### 第3章 登録

- (11) 登録
- (12) 登録要件の審査
- (13) 登録内容の変更
- (14) 適合命令
- (15) 登録の取消
- (16) 登録施設への支援

### 第4章 円山動物園

- (17) 運営方針及び実施計画の策定
- (18) 良好な動物福祉の確保
- (19) 危機管理体制の整備

- (20) 施設の整備等
- (21) 人材の確保及び人材の育成
- (22) 国内外の動物園等関係機関との連携
- (23) 市民動物園会議
- (24) 基金

### 3 付帯意見

### 4 参考資料

- ◇ 市民動物園会議委員名簿
- ◇ 動物園条例検討部会委員名簿
- ◇ 会議の開催状況
- ◇ 動物園条例に関する行事、アンケート等の結果

## 1 提言にあたって

### (1) 条例制定の必要性、意義について

#### 【条例制定の必要性】

#### ①動物園等の社会的役割・責任

一般にあまり認識されていない。

#### ②生物多様性について

#### ③動物福祉について

#### ④国内法令、条例関係の現況

法の空白、不十分な事項がある。

#### ⑤政策目標

動物園等の活動が生物多様性を損なうことなく、保全につなげる必要がある。

#### ⑥政策目標の達成手段として条例化が必要な理由

上記政策目標を達成する手段として、円山動物園の運営だけであれば、円山動物園の管理運営の条例又は基本方針ビジョン 2050 等の内規により推進していくことは可能と考えられるが、取組の安定性、実効性の面が不足している。

また、政策目標を達成するためには、円山動物園に限らず他の動物園等を利用する市民や事業者のほか、動物園等の運営に携わる関係者の理解や意識醸成が不可欠であり、これらは、円山動物園のみを定める条例では足りず、市内外に対し、動物園のあるべき姿を示し、動物園等の活動を通して市民・事業者に行動変容を促し、生物多様性の保全につながっていく仕組みを作る必要がある。

また、良好な動物福祉の確保は、動物を取り扱う施設としての責務であり、生物多様性の保全にも大きく関わることであり、このことは円山動物園だけでなく、他の動物園等も同様であることから、市、動物園等、市民、事業者、その他関係者が市

全体で推進するためには条例化が必要。

⑦円山動物園の運営の根拠条例として

基本方針ビジョン 2050 を策定し、生物多様性の保全につながる取組を進めているが、将来に渡る担保はないため、その取組の安定性実効性確保のため条例化が必要

**【条例制定の意義】**

①市民にとって公益である生物多様性の保全を推進する環境づくりとなる

②動物園等における動物福祉水準の維持向上を実現

③「動物園水族館」がどのような施設であるかの浸透

④円山動物園の取組を将来に渡って担保する根拠となる

⑤動物園法制定の機運づくり

(2) 条例の構成やその考え方について

① 全体構成



## ② 条例の考え方

本条例は、以下のことを鑑み、条例に盛り込む項目及び内容を検討した。

- ア 国内には、動物園及び水族館（以下「動物園等」という。）を定義した法令はなく、動物園の役割については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に「動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していること」を明記しているが、この他にはなく、実施すべき事柄を明らかにした根拠法令もないことから、動物園等の活動は何のためにあるのかに視点を置き、あるべき姿として捉えることができるものとする。
- イ 動物園等は、主に野生動物の種を扱う施設であることから、生物多様性条約を鑑みても、生息域内保全に寄与するための生息域外保全を行う施設として存在していることを基盤にして動物園のあり方を規定すること。
- ウ 動物の飼育及び生物多様性の保全（調査研究、環境教育、種の保存）を行う際には、良好な動物福祉の確保が必要不可欠であることを根底におき、良好な動物福祉の確保のために動物園等に共通して求めるべき事項や円山動物園の運営において実施すべき基本的事項を本条例で明確にすること。
- エ 構成は、前文、第1章総則、第2章動物園水族館、第3章登録制度、第4章円山動物園に区分し、第1章、第2章は動物園のあるべき姿やこの条例の規定によって実施されるべき事柄を理念・原則として規定し、第3章は、保全を目的とした動物園が一定の支援を受けるための登録を行う制度の手続きや支援の根拠規定を置くところと位置づけ、第4章はあるべき姿を将来にわたって実現しつづけていくために円山動物園はどのようなことを基本に運営していくのかを明らかにすること
- オ 第2章動物園水族館の取り組むべき内容を理念として掲げるのみでは実効性を担保できないと考えられることから、札幌市としては条例の普及啓発を行うことはもとより、条例の目的を達成するために、保全を推進しようとする動物園等の事業に対し、助言、情報共有、事業補助などの支援を行う制度として登録制度を第3章に設けることとし、条文には手続き、登録要件、審査機関などを規定するとともに、市は登録園館に対し支援を行うことができることを規定すること
- カ 条例は、動物園水族館で働く者の中で日常的に使われている言葉であっても、

一般的ではない言葉も多々あることから、これらについては市民にできるだけわかりやすく伝えることができる表現、かつ英訳する場合に理解しやすい内容とすることに心がけること

キ 前文を設け、なぜここで本条例を制定するのか、100年先の札幌市民に残すべき動物園はどんなものであるか、動物福祉の概念を普及する背景として“ワンヘルス”という考え方にもつながるものであること、本条例の適用を受けない動物取扱業者に対しても共通する理念を示すこと

ク この条例の名称は、イギリスの動物園法（Zoo Licensing Act 1981）同様に水族館等を対象にしつつも、動物園「Zoo」を名称とした「札幌市動物園条例」とすること

#### 修正項目（抜粋）

エ 構成は、前文、第1章総則、第2章動物園水族館、第3章登録制度、第4章円山動物園に区分し、第1章、第2章は動物園のあるべき姿やこの条例の規定によって実施されるべき事柄を理念・原則として規定し、第3章は、保全を目的とした動物園が一定の支援を受けるための登録を行う制度の手続きや支援の根拠規定を置くところと位置づけ、第4章はあるべき姿を将来にわたって実現しつづけていくために円山動物園はどのようなことを基本に運営していくのかを明らかにすること

オ 第2章動物園水族館の取り組むべき内容を理念として掲げるのみでは実効性を担保できないと考えられることから、札幌市としては条例の普及啓発を行うことはもとより、条例の目的を達成するために、保全を推進しようとする動物園等の事業に対し、助言、情報共有、事業補助などの支援を行う制度として登録制度を第3章に設けることとし、条文には手続き、登録要件、審査機関などを規定するとともに、市は登録園館に対し支援を行うことができることを規定すること

ク この条例の名称は、イギリスの動物園法（Zoo Licensing Act 1981）同様に水族館等を対象にしつつも、動物園「Zoo」を名称とした「札幌市動物園条例」とすること

## 2 条例に盛り込むべき内容

### (1) 前文

### (2) 第1章 総則

#### ① 目的

動物園等が野生動物を飼育する目的は、野生動物の飼育、展示、教育、研究などの活動を通じて、野生動物の保全を実施するためであり、ひいては地域から地球上の生物多様性の保全に貢献することです。こうした動物園等の生物多様性の保全に関する活動は公益であるため、それらの活動を今後さらに推進していくためには、市、市民、事業者との協働が必要不可欠と考えます。

そこで本条例の目的は、「**現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与すること**」とし、そのために必要な以下のことを目的規定に定めるべきと考えます。

**「動物園等が生物多様性の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、動物園等の活動の基本理念や基本原則保全措置を明らかにすること」**

**「市、市民、事業者の協働を推進するために必要な措置を講じること」**

#### ② 定義

##### ■ 動物

この提言書における「動物」とは、動物取扱業の登録対象となっているほ乳類、鳥類、爬虫類に対象を限定するものではなく、また家畜なども含む全ての種類の動物を指すため、以下のように定めるべきと考えます。

**「この条例において、動物とは、ほ乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他の多細胞生物をいう。ただし、植物や菌類を除く。」**

##### ■ 野生動物

この提言書における「野生動物」とは、ヒトの管理下の有無に関わらず、人為的に遺伝子改良を加えられていない（家畜化されていない）動物を指すものとするため、以下のように定めるべきと考えます。例えば、野外で捕獲し飼育している動物は野生動物と考えますが、ノネコやノイヌなど野外で生活する家畜は野生動物には

含まれないものと考えます。

**「この条例において野生動物とは、家畜化されていない動物をいい、自然生息地で生育した個体群並びに人の管理下で飼育及び繁殖した飼育下個体群を含む」**

#### ■ 動物園水族館

動物園水族館（動物園等）とは、主に野生動物を飼育展示している施設のうち、種の保存のために何世代にもわたって繁殖を可能とする飼育繁殖技術を研究するとともに、研究や教育活動を通じて生物多様性の保全に貢献している施設を指すものと考えます。そのため、主に家畜を飼育展示している施設や野生動物の展示を行っていない研究施設、また野生動物の販売や娯楽を主な目的として運営している施設は動物園等に含まれません。

そのため、この提言書における「動物園水族館」の定義には、以下のことを定めるべきと考えます。

**「野生動物を飼育し、展示する施設」**

**「繁殖及び累代飼育を目指している施設」**

**「野生動物の保全に関する研究及び教育を通して生物多様性の保全に寄与する施設」**

#### ■ 動物福祉

この提言書における「動物福祉」とは、英国で発祥したアニマルウェルフェアの考え方と同義として扱うものとし、可能であれば条文に併記することが望ましいと考えます。「動物福祉（アニマルウェルフェア）」とは、何かを実施してあげることや充足や安心など幸福な生活環境を享受できることを示唆するものではなく、動物を取り巻く環境、栄養状態、健康状態、本来の行動をとれるかとれないか、また心的影響などによって、動物がどのような身体的・心理的状态にあるかを指していると考えます。また、そうした動物の全般的な状態が良好であるか否か科学的知見を根拠に判断しなくてはなりません。

そのため、この報告書における「動物福祉（アニマルウェルフェア）」の定義には、以下のことを定めるべきと考えます。

**「動物福祉（アニマルウェルフェア）の身体的及び心理的な状態である。」**

**「動物福祉（アニマルウェルフェア）は科学的指標を用いて判断されるものである。」**

なお、動物福祉（アニマルウェルフェア）という定義の理解を深めるため、解説書などにアニマルウェルフェアという考え方の発祥や経緯について説明することが望ましいと考えます。

#### ■ 生物多様性の保全

生物多様性条約の原則には、生物多様性の保全は野生生物の種の保存を図るとともに自然環境の保全を旨として行われなければならないものである、との記載があります。動物園の活動はこの野生生物の種の保存を主たる保全活動にするものであるため、この提言書における「生物多様性の保全」とは、以下のように定めるべきと考えます。

**「この条例において生物多様性の保全とは、野生動物の種の保存が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われるものをいう」**

#### ■ 生息域内保全

この提言書における「生息域内保全」とは、生物多様性条約の定義に倣い以下のように定めるべきと考えます。なお、生物多様性条約の家畜種の保全に関する記述は、動物園が主たる目的とするものではないため、削除します。

**「この条例において生息域内保全とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいう」**

#### ■ 累代飼育

この提言書における「累代飼育」とは、何世代にも渡って繁殖する技術を確立し、飼育を継続することを指すものとするため、以下のように定義すべきと考えます。

**「この条例において累代飼育とは、動物を3世代以上に渡って繁殖させ、飼かつ飼育することをいう」**

### ③ 基本理念

動物園等は野生動物の保全活動を通じて生物多様性の保全に貢献することを目

的としていますが、生物多様性の保全の実現には、動物園等の保全活動への市民らの賛同、協力や支援が必要であり、それに対して動物園等は活動から得られる成果を市民へ還元するような地域社会の構築が重要です。

そして、野生動物の保全活動を継続的に実施していくためには、動物を健全に飼育していくことが必要不可欠となります。健全な動物の飼育無くしては、種の保存活動へ参画することが困難となることはもちろんのこと、生き生きとした動物の展示を実施することもできず、来園者へ保全メッセージを伝えていくことすらできません。そのため、動物園等の生物多様性の保全活動は市民参加の下行われ、そうした活動の根幹には、飼育する動物たちの良好な動物福祉を確保しなければならないという考え方が必要です。

また、動物園等は、「自然への扉」と言われるように、人々が生きものや自然の不思議に気づき（自然認識）、生きものが生態系の中で重要な構成要素であることを理解することで、生きものの尊厳を守り、生物多様性の保全のために何ができるかを考えられるような場所でなくてはなりません。そのため動物園等のすべての活動を通じて、人々の自然認識という感性を刺激し、生物多様性の保全の重要性への理解を醸成する機会を市民に還元していくことが重要です。

そのため、基本理念には以下のことを定めるべきと考えます。

**「動物園等の活動は、市民参加の下、生物多様性の保全に寄与することを目的に行われるものとし、その活動においては、最善の科学的知見に基づき評価された良好な動物福祉が確保されなければならない。」**

**「動物園等の活動は、生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会が提供されるものでなければならない。」**

**【補足して解説書に記載すべき内容】**

「市民参加」とは、動物園等の活動に直接参加することのみを指すものではなく、動物園等の活動が生物多様性の保全に貢献していることを知ること、知ったことを活かして、自らの生活において生物多様性の保全のために自ら実践することが含まれます。

基本原則 (生物多様性の保全を定義規定しない場合、動物園等の活動を通じて伝えたいことを条文に記載する場合に考えられる内容案)

**「動物園等の活動は、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない」**

**「動物園等の活動は、野生動物の展示、生物多様性に関する教育の推進、研究成果の還元、広報活動の充実等により、動物本来の生態や生息環境を正しく伝えなければならない」**

#### ④ 各主体の責務

##### ■ 市の責務

市は、動物園等の生物多様性の保全の活動を推進するために、動物園等を支援する総合的な施策を実施すること、市が設置した動物園等について適正な運営を実施することを義務とすべきです。また、条例の目的の達成に向け、動物園等の保全活動を活性化していくためには、市は動物園等を支援する制度設計が必要と考えられます。

そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「市は動物園等の行う生物多様性保全の取組を認識し、動物園等を支援する総合的な施策を実施する」**

**「市が設置した動物園については、運営が適正に行われなければならない」**

##### ■ 市民の責務

動物園等の生物多様性の保全に関する活動は、市民に還元されるものであるため、市民は動物園等が生物多様性の保全活動を行っていることを理解し、その活動に協力し、動物園から知り得たことを活かし生物多様性の保全につながるような生活スタイルを自ら取り入れていくよう努力規定を設けるべきと考えます。動物園等の活動への協力については、活動への直接参加や寄附という形の協力だけでなく、活動を知ること、知ったことを伝えていくことなど様々な協力を期待するという趣旨を含むべきです。そのため、以下を定めるべきと考えます。

**「市民は動物園等の生物多様性の保全活動への理解を深め、支援するとともに、自**

## らの日常生活において生物多様性の保全に貢献するよう努める」

### ■ 事業者の責務

事業者はそれぞれの事業活動において生物多様性の保全に対してすでに一定の社会貢献を果たしていますが、市民の責務と同様に動物園の生物多様性の保全活動についても理解を深め、事業活動での生物多様性の保全活動に活かすことを努力規定として設けるべきと考えます。

また、事業者が動物園等を設置する際には、市の責務と同様、設置した動物園等について適正な運営を実施することを義務とすべきです。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「事業者は動物園等の生物多様性の保全活動への理解を深め、協働し、生物多様性の保全に配慮した事業活動をさらに推進するよう努める」**

**「事業者が動物園等を設置した場合は、適正に運営が行われなければならない」**

## (3) 第2章 動物園水族館

### ① 保全措置

第2章は動物園等が実施する取組を掲げる章と考えます。そまず最初に本条項では動物園等が生物多様性の保全のために実施すべき事業を掲げるべきと考えます。

野生動物を飼育するということには、野生動物を生息地以外の場所で保全する生息域外保全の役割を担うべき責任が生じます。生息域外保全の取組には、種の保存や保全に関する教育を目的とした動物の収集、調査研究、飼育や繁殖技術の確立があります。

また、生物多様性条約でも謳われているように、生息域外保全の活動は生息域内保全を補完するために行われるものであるため、動物園等は生息域内保全への活動に積極的に関与していくことが望まれます。

野生動物を守っていくためには、人間一人一人が生態系からの恩恵を享受しているという生きものつながりを認識し、生息地環境を保全することの重要性への理解を深め、環境を改善するためにできることをそれぞれの生活様式の中で実践していくことが最も必要と考えます。動物園等が他の社会教育施設と大きく異

なる点は、施設利用者が生きた動物たちの魅力をダイレクトに感じる点です。そのため、動物園等は動物の展示や教育活動、様々な媒体を通じた情報提供などを通じて野生動物の本来の生態や生息環境を正しく伝え、生きものの魅力を楽しみながら学ぶことを実践すべきです。そして、その先にある動物たちを取り巻く環境や私たち人間活動が野生動物に及ぼす影響などを伝え、さらには多くの人々へ生物多様性の保全の取組を実践につなげるきっかけ作りの機会とならなければならないものと考えます。

そのため、保全措置として以下のことを定めるべきと考えます。

**「動物園等は、生物多様性の保全を推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。**

- (1) **動物の収集及び展示に関すること**
- (2) **野生動物の保全を目的とした調査研究に関すること**
- (3) **種の保存に関すること**
- (4) **生息域内保全に寄与すること**
- (5) **野生動物の生態を伝える動物の展示及び教育活動に関すること**
- (6) **情報の収集及び提供に関すること**」

**【補足して解説書に記載すべき内容】**

- (1) 動物の収集は、可能な限り飼育下で繁殖した個体を入手するべきであり、野生から入手する際には、野生個体群への影響を確認するなど種の保全に配慮しなければなりません。
  - ・動物の入手は適法に取得したものでなければなりません。
  - ・動物を輸送する際には、国際基準を遵守しなければなりません。
  - ・動物の収集を計画する際は、動物福祉への配慮が十分なされるべきで、生涯にわたる責任が必要と考えます。
- (2) 野生動物の保全を目的とした調査研究は優先して行うべきですが、それ以外を目的とした調査研究を否定するものではありません。
- (3) 種の保存とは、野生動物の飼育繁殖技術の確立を目指し、さらにはそれを実践することを指す（累代飼育）だけでなく、種の保存に取り組んでいる動物園等に協力して動物を飼育することも含まれます。
- (4) 生息域内保全とは、生息地保全・普及啓発・資源や技術の提供・再導入、

補充及び移植等の保全措置などの活動を行うことを指します。

(5) 生物多様性の保全を伝える教育活動においては、科学的知見、参加及びコミュニケーションに基づいて実施されるべきです。

・動物の展示や教育活動においては、施設利用者に本来の生態とは異なる行動（洋服を着せる、人と同じことをやらせて芸のように見せる）を見せることは、野生動物に対する誤った認識を与える恐れがあり、野生動物の尊厳を損なうことにもつながる恐れがあるため、実施すべきではありません。

・教育活動において野生動物を活用する場合は、生物多様性に関する教育効果が得られない又は動物福祉が低下するプログラムは行わない、もしくはプログラムを中止するべきです。例えば、野生動物に直接接触するプログラムや給餌体験は、野生動物との付き合い方や認識を誤解する恐れがあるので、他の手法に置き換えられないか、得られる効果など十分な検証を行うことが必要です。

(6) 動物園等は、野生動物等に関する新たな知見、多くの情報を絶えず収集し、簡単に共有できる形で記録し、恒久的に更新すべきです。それらの情報は、生物多様性の保全活動を他の機関と協働して推進するために、他機関に求められた場合にはいつでも提供できるようにしておかなければなりません。また、動物園等は市民や事業者のニーズを把握するとともに、動物園等の活動から得られた情報等を提供し、お互いに支援しあえる社会協働を推進するよう努めるべきです。

## ② 動物福祉の向上 or 良好な動物福祉の確保

動物園等が飼育する動物に対し良好な動物福祉を確保するためには、動物種ごとの過ごしやすい温度、湿度や地理的条件等を備えた施設整備、必要な栄養、単独生活か群生活かといった社会的条件、生理的条件、さらには個体や年齢による特徴や嗜好性など、動物が必要とする様々な身体的、心理的要求に対応しなければなりません。また、そうした身体的、心理的要求を判断するためには、科学的根拠に基づいた評価の基準を設け、観察、記録、分析し、必要に応じて規程の改善を実施する体制を整えることが必要不可欠です。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「動物園等は、動物の種及び個体の要求を科学的知見に基づき判断し、それぞれ**

に適した生活環境を提供するとともに、疾病の予防と適切な治療を実施できる獣医療体制を整えるものとする」

「動物園等は、動物福祉に関する規程を定め、適切に規程を遵守しているかを科学的に評価し、必要に応じて改善のための措置をとるものとする」

「動物園等は、最新の科学的知見及び専門的助言に基づいて、適宜、規程の見直しを行うものとする」

【補足して解説書に記載すべき内容】

・飼育する動物に対する良好な動物福祉は長期的飼育管理計画のもと適切に確保されなければなりません。動物を他施設へ移動する場合にも相手先の受け入れ状況（種の保全活動や動物福祉の取組）等を確認するなど、生涯にわたって、良好な動物福祉の確保に努めるべきです。

・動物福祉に関する規程を作成する際は、栄養管理に関する事項、飼育展示施設の整備や飼育環境に関する事項、健康管理（獣医療）に関する事項、環境エンリッチメントに関する事項、ハズバンドリートレーニングに関する事項等を盛り込み、日常的な作業において常に念頭におき遵守するよう努めるべきです。

・調査研究や教育活動において新たなプログラムを行う場合には、事前に動物福祉への影響を最小限にできるものであることを判断した上で実施し、モニタリングを行い動物福祉の低下のサインを見逃さないよう特に注意を払うべきです。万が一、動物福祉の著しい低下が見られた際には、そのプログラムはすぐに中止しなければなりません。

### ③ 活動情報の公表

動物園等は、生物多様性の保全活動や保全活動の基盤となる動物福祉に関わる取組などについての市民らの理解を深めるため、どのようなことを計画し、実施したかがわかるようホームページや紙媒体などを通じて公表することが望まれます。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

「第2章に係る活動を記録し、保存し、一般公衆が情報を得られやすいようインターネット等を活用するなどして毎年公表するよう努めること」

## (4) 第3章 登録

① 登録

② 登録要件の審査

登録要件を条例に盛り込み、要件審査については、市設置であり現在直営である円山動物園の登録審査の透明性、公平性、公正性を高めるためにも第三者委員会による審査が必要と考える。

③ 登録内容の変更

④ 適合命令

登録後、登録要件を欠く実態が把握された場合には、登録要件を満たすよう登録施設に対し指導するような管理監督が必要であり、生物多様性の保全を目指す施設への対応として、登録要件を欠いたら即取消という対応ではなく、可能な限り実情に合わせ、それに近づけていくための制度とすることが望ましいと考えられる。

⑤ 登録の取消

⑥ 登録施設への支援

(5) 第4章 円山動物園

① 運営方針、実施計画の策定

平成31年3月に策定した札幌市円山動物園基本方針ビジョン2050及び同ビジョン2050実施計画を根拠づけ、将来に渡り、長期的な展望を見据えた運営方針をもち、それを実現するための具体的な計画を立て、着実に保全を目的とした取組を推進することができるよう、以下のことを定めるべきと考えます。

**「市長は、本条例の第〇条の目的を達成するためについて、総合的かつ計画的な運営方針を策定しなければならない。」**

**「前項の運営方針は、適切な計画期間を設定するものとし、その時々野生動物及び地球環境の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう考**

慮されなければならない。」

「運営方針に定める事項は市長が別に定めるものとする。」

「運営方針は、社会情勢等の変化に伴い、計画内容及び計画期間を見直す必要が生じたときは、計画期間内にあっても変更するものとする。」

「市長は、運営方針に沿った運営を実現するため、中期的かつ具体的な計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。」

「前項の実施計画に定める事項は市長が別に定めるものとする。」

## ② 良好な動物福祉の確保

第2章の規定を受け、円山動物園においては、円山動物園動物福祉委員会（以下「動物福祉委員会」という。）を設置し、動物福祉規程の策定をし、規程内容について常に最新の科学的知見をモニタリングし、必要な見直し、改善を図ることが必要です。

また、実際の業務にあたる職員一人ひとりにおいて、常日頃、飼育管理する動物の健康管理を行い、動物福祉を向上させるよう飼育技術の改善及び飼育環境の維持向上に努めなければならない。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

「市長は、飼育する動物の良好な動物福祉を確保するため、以下を整えた飼育管理に努めなければならない。

（1）動物種ごとの個体における身体的、心理的要件に適した飼育環境

（2）疾病の予防及び適切な治療を実施する質の高い獣医療体制」

「市長は、動物の飼育管理における動物福祉の向上の取組について審議し、改善を図るため動物福祉委員会を設置する。」

「動物福祉委員会の運営に関する事項については、市長が別に定める。」

「動物福祉委員会は、市長が別に定める事項を含めた動物福祉に関する規程を定め、適切に規定を遵守しているかを評価するものとする。」

「市長は、動物福祉委員会の評価を受け、必要に応じて改善のための措置をとるものとする。」

「動物福祉委員会は、最新の科学的知見に基づいて、適宜、規程の見直しを行い、改正した規程は速やかに公表するものとする。」

**「職員は、飼育する動物の良好な動物福祉を確保できるよう常に飼育技術の改善を試み、飼育環境の維持向上に努めなければならない。」**

**【補足して解説書に記載すべき内容】**

動物福祉規程には、第2章の良好な動物福祉の確保の解説書に列挙する事項のほか、動物福祉評価に関する委員会の組織及び運営について定めるとともに安楽死に係る判断を行うための倫理規程を定めることや審議委員会を設置することを盛り込むことが適切です。

③ 危機管理体制の整備

④ 施設の整備等

⑤ 人材の確保及び人材の育成

質の高い動物の飼育管理、獣医療等を確保することによって、動物福祉を向上し種の保全を推進していくことができる。そのためには、動物福祉学、一般生物学、動物の繁殖・生理・飼育管理・栄養、公衆衛生、獣医学、保全遺伝学、保全医学等の分野の知識を持った人材を確保していく必要があり、また、配置後にその人材の育成が継続的に行われていくことが必要不可欠であると考えことから、以下のとおり定めるべきと考えます。

**「動物園学、生態学、生理学、栄養学、行動学、動物福祉学、獣医学、保全遺伝学、及び保全医学等の専門的知識を有する人材の確保並びに育成に努めなければならない。」**

⑥ 国内外の動物園関係機関との連携

⑦ 市民動物園会議

⑧ 基金



### 3 付帯意見

#### 4 参考資料

##### 市民動物園会議委員名簿

氏名	所属・職名
◎吉中 厚裕	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類国際理解学研究室 准教授
宮本 尚	NPO 法人北海道市民環境ネットワーク理事
有坂 美紀	RCE 北海道道央圏協議会事務局長
○相原 基大	北海道大学経済学研究院准教授
土田 史郎	一般社団法人札幌観光協会 事務局長
後山 直久	株式会社テレビ北海道 事業部部長
矢野 信一	円山西町町内会会長
金沢 柚子	札幌山の上病院 作業療法士
太田 明子	太田朋子ビジネス工房 経営コンサルタント
伊藤 秀倫	フリーランス（編集）

##### 動物園条例検討部会委員名簿

氏名	所属・職名
◎金子 正美	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
○伊勢 伸哉	小樽水族館 館長 公益社団法人日本動物園水族館協会 副会長
黒鳥 英俊	認定 NPO 法人ボルネオ保全トラストジャパン 理事
小菅 正夫	札幌市環境局 参与
遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
諸坂 佐利	神奈川大学法学部 准教授
佐藤 香	市民委員
翼 佳子	市民委員

◎委員長 ○副委員長

会議開催結果

回	開催概要
第 36 回市民動物園会議	日時：令和元年 5 月 21 日 ( ) 内容：
第 1 回動物園条例検討部会	日時：令和元年 10 月 30 日 (木) 14：00～17：00 内容：
第 37 回市民動物園会議	日時：令和元年 11 月 28 日 ( ) 内容：
第 2 回動物園条例検討部会	日時：令和元年 12 月 17 日 (月) 14：00～17：00 内容：
第 3 回動物園条例検討部会	日時：令和 2 年 3 月 6 日 (金) 13：30～16：30 内容：
第 38 回市民動物園会議	日時：令和 2 年 3 月 26 日 (木) 内容：
第 4 回動物園条例検討部会	日時：令和 2 年 5 月 18 日 (月) 9：30～12：00 内容：
第 5 回動物園条例検討部会	日時： 内容：
第 6 回動物園条例検討部会	日時： 内容：
第 7 回動物園条例検討部会	日時： 内容：
第 39 回市民動物園会議	日時： 内容：

## 行事開催状況

行事名	開催日時、場所、内容
未来のまちに動物園を残そう！	日時：令和元年11月1日（金） 10時00分～11時30分 場所：円山動物園動物園センター内情報ホール 内容：
みんなが支える動物園 ～保全活動は誰のため？～	日時：令和2年9月21日（月・祝） 13時00分～16時00分 場所：円山動物園動物科学館ホール 内容：

## 市民、来園者アンケート

アンケート名	開催日時、対象者、内容
令和2年度 第1回市民意識調査	日時：令和2年6月26日（金）～7月10日（金） 対象：無作為抽出した市民5,000人 内容：
来園者アンケート	日時：令和2年8月31日（月）、9月5日（土）、 9月6日（日）、9月27日（日） 各日10時00分～15時00分 対象：来園者1,000人 内容：

# 登録要件イメージ（事務局素案）

- 設置意図及び運営方針（施設全体の展示方針等含む）の提出
- 基本情報（設置者、所在地、敷地面積等）の提出
- 事業計画書・予算書の提出（登録年度のもの）
- 保有動物一覧（飼育目的－繁殖・教育・研究がわかるもの）の提出
- 重点的に繁殖or域内保全に取り組んでいる種の具体的計画1種以上
- 動物福祉規定等の取組体制がわかる書類の提出
  - ・動物飼育を展示が主たる目的としていること
  - ・動物園等の運営方針が生物多様性の保全を目的としていること
  - ・実施事業6項目が実施されていること
  - ・繁殖、教育、研究などの取組目標をもって野生動物を飼育していること
  - ・動物を飼育する上で動物福祉の向上に取り組んでいること
  - ・JAZAの飼育ガイドラインがある種についてはその基準に対応している  
又は対応するための施設整備方針又は飼育管理計画があること

基本理念、実施事業、基本原則の変更解説図

第8回動物園条例検討部会  
資料3

条例の項目		第7回検討部会時点の条例イメージ	条例に盛り込む内容案（提言書記載案）	第7回目までの意見等方向性
第1章 総則	定義 生物多様性の保全	③	(新設) この条例において生物多様性の保全とは、野生動物の種の保存が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われるものをいう	
	基本理念	動物園等の活動は生物多様性の保全を目的として行われなければならない。その活動においては、最善の科学的知見に基づいた良好な動物福祉が確保されなければならない。 ⑥	1 動物園等の活動は、市民参加の下、生物多様性の保全に寄与することを目的に行われるものとし、その活動においては、最善の科学的知見に基づき評価された良好な動物福祉が確保されなければならない。 ① 2 動物園等の活動は、生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会が提供されなければならない。 ②	・以下の2つの要素を含める。 - 動物園の活動は生物多様性の保全を目的に行われ、活動においては良好な動物福祉の確保することは義務である。また、動物福祉は最善の科学的知見に基づき評価されるものである。 - 動物園と市民との関係性を基本理念に提示する（研究、教育は市民に還元される／社会協働、市民参画）。また、併せて自然認識、気づきの要素を表現する（実施事業6項の表現）。 ・レクリエーションや情操教育は基本理念に記載しない。
第2章 動物園水族館	実施事業 ↓ 保全措置	動物園等は、第〇条に規定する目的を達成するため、概ね次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 動物の収集及び展示 (2) 野生動物の保全を目的とした調査研究に関する事 (3) 種の保存に関する事 (4) 生息域内保全の寄与に関する事 (5) 情報発信及び教育活動に関する事 (6) 生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会を提供すること	「動物園等は、生物多様性の保全を推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 動物の収集に関する事 (2) 野生動物の保全を目的とした調査研究に関する事 (3) 種の保存に関する事 (4) 生息域内保全に寄与する事 (5) 野生動物の生態を伝える動物の展示及び教育活動に関する事 (6) 情報の収集及び提供に関する事」	・目的を達成するため、動物園等が実施する事業を掲げることとする。 (1) 動物の収集及び展示 (2) 野生動物の保全を目的とした調査研究に関する事 (3) 種の保存に関する事 (4) 生息域内保全の寄与に関する事 (5) 情報発信及び教育活動に関する事 (6) 生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会を提供すること
	基本原則 動物福祉の向上	(2) 飼育する各動物種における個体ごとの身体的及び心理的要求を科学的根拠に基づき理解し、適切に観察、記録、評価及び分析を実施し、良好な動物福祉を確保した環境を整備するとともに、飼育する動物の生涯にわたる責任をもたなければならない。	削除 ⇒ 2章の（良好な動物福祉の確保）へまとめる ⑤	・動物福祉に関する原則は2つの要素を含める。 -動物の種及び個体の要求を科学的知見に基づき判断し、それぞれに適した生活環境を提供し、疾病の予防と適切な治療を実施することで良好な動物福祉を確保する。 -飼育する全ての動物の生涯にわたる責任を果たす。
	基本原則 生物多様性の保全	動物園等の活動は、次に掲げる事項を基本原則として行うよう努めること。 (1) 生物多様性の保全は、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。	削除 ⇒ 定義に（生物多様性の保全）を新設して規定	・生物多様性基本法から引用する。「生物多様性の保全は、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない」
	基本原則 動物の展示	(3) 野生動物の生態及び生息環境について最新の情報や知見を絶えず収集し、施設利用者に生物多様性の保全についての理解を促すため、動物本来の生態や生息環境を正しく伝える動物の展示及び情報発信を行わなければならない。	削除 ⇒ 実施事業（保全措置）の解説書に盛り込む ④ 条文に盛り込む必要はあるかどうか	・動物の展示に関する原則は以下の要素を含める。 -動物園等は最新の知見や情報を収集し、動物本来の生態や生息環境を正しく伝える動物の展示や掲示板などでの情報発信を行う。
	基本原則 教育活動	(4) 地球上の多様な生物が人の持続的な生存に重要な存在であることに気づき、生物多様性についての理解を深め、自らの生活様式や行動を変えることにつながるような具体的かつ効果的な教育普及活動を行わなければならない。	削除 ⇒ 自然認識の部分は基本理念の2つめに振り分け、教育普及活動の部分は、実施事業(保全措置)の(5)にまとめ、科学的知見・参加・コミュニケーションが必要であることを解説書に盛り込む	・教育活動に関する原則は以下の要素を含める。 -動物園等の教育活動は、地球上の生物が持続可能な社会の実現に重要な構成要素であることへの気づきを与え、生物多様性の保全への理解を深め、個人の日常生活における実践を促すようなものでなければならない。